

申 出 書

令和 年 月 日

(札幌市生涯学習センター指定管理者)
公益財団法人札幌市生涯学習振興財団
理事長 檜田 英樹 様

申出人

印

私は、法令および公益財団法人札幌市生涯学習振興財団契約規則等に規定されている下記の事項について、誓約することを申し出ます。

記

- 1 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと
- 2 (公財) 札幌市生涯学習振興財団との入札、契約等において、次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと
 - (1) 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札等において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が、契約を履行することを妨げた者
 - (4) 公益財団法人札幌市生涯学習振興財団契約規則第 37 条に規定する監督又は検査の実施にあたり職員の職務を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の 1 に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (7) 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の

代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 本申出書に関して虚偽の申し出をしたことが判明した場合又は本申出書に違反したことにより、(公財)札幌市生涯学習振興財団と締結した契約を解除されても異議を申し立てません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、(公財)札幌市生涯学習振興財団に対して何らの請求もいたしません